

市政レポート 日本共産党市議団

市営住宅特集

<http://www5.synapse.ne.jp/jcp-shigidan/>

日本共産党
鹿児島市議団
ニュース

2013年10月号 No.173

発行/日本共産党鹿児島市議団
鹿児島市山下町11-1
TEL: 216-1440 FAX: 225-5607
E-mail: kyousan@kagoshimashigikai.com

市営住宅行政と日本共産党鹿児島市議団の取り組み

鹿児島市には約1万1千戸の市営住宅等があり、平成15年から市営住宅ストック総合改善事業で全面的改善や個別改善が進められています。

日本共産党鹿児島市議団は市民の声や相談から、指定既存集落の活力を保持する「既存集落活性化住宅建設事業」や旧5町域の活性化や定住促進を図る「地域活性化住宅」の提案や、「市営住宅に何度も応募しているが当たらない」等の声に応じて、「抽選回数を増やす」取組の実現、入居決定後に必要書類をそろえて提出するように「申請の簡素化」に取り組んできました。

連帯保証人の条件の改善を！！

社会的なつながりの希薄さや貧困の広がりを背景に「保証人2人を確保することが難しい」「長年経過しもともとの保証人が死亡している中であらためて確保を求められて困っている」などの声が寄せられています。

連帯保証人の条件

- 独立の生計を営み、入居者と同程度の収入を有する市内居住者2人（特別の事情がある場合、1人は県内居住者、親族であれば県外居住者も可能）

連帯保証人が必要な場合

- 入居するとき
- 建替後の新築の住宅にあらためて入居するとき
- 世帯主の死亡などにより承継するとき

◎連帯保証人の規定についての国からの通知

「公営住宅管理標準条例（案）」
特別な事情があると認める者に対しては、申請書に保証人の記載を必要としない。



建設省
住宅局長通達

住宅局総務課
公営住宅管理
対策官通知



「公営住宅の家賃の取扱い等について」
公営住宅の事業主体と生活保護の実施期間が連携を図り被保護者の努力にも関わらず、保証人が見つからない場合に事業主体の判断で必要としないことの配慮をお願いする

◎他に中核市（人口30万人以上の都市41市）の状況

保証人の数		保証人免除規定	
2人必要	1人必要	ない	ある
16市	24市	14市	27市

※保証人免除規定

生活保護者やDV被害者など保証人を見つけることが困難な方に対して、保証人を一人、または免除する規定。

函館市などは「家賃を滞納する恐れのない入居決定者で、連帯保証人を見つけることができないもの」も対象にしています。

連帯保証人を2人必要とし、免除規定もない厳しい条件の中核市は、鹿児島市を含め、8市だけです
今後とも連帯保証人の条件と取扱いを軽減することを求めています

市営住宅アンケートにご協力頂き、ありがとうございました

○住宅の住み心地は…

最も多かったのは「良い」、次は「あまり良くない」、「悪い」。「大変良い」はナシ。

○困っていることは…

ドアの開閉時のアラームが鳴らなくなり、手や指を挟む心配がある。

畳が破れマットを敷いているが、フローリング化できないか。

共同生活なので、生き物を飼うことや階上・階下に迷惑をかけるような物音をたてること、ゴミ出しマナーなど、マナーを守ってほしい。

給湯式の風呂にできないか。また、シャワーも使いたい。

エレベーターがあれば、ありがたい。

○周辺の地域で困っている事は…

道路の交通渋滞および危険な十字路もある、また夜、バイクなどの騒音が騒がしい。

駐車場を増やすか、もっと近いところに変えてほしい。

○住宅家賃減免制度の説明は…

（「市営住宅アンケート」の取りまとめ報告）より）



定期的な畳替えの実施を！！

今後も市営住宅に関する
要望等をぜひ党市議団まで
お寄せください



市営住宅の畳は基本的には、表が居住者、床が市の負担となっています。しかし、築30年以上経過した市営住宅に、当初から住んでいる方は「畳床が傷んでしまい、表だけ替えてもすぐ傷んでしまう。」などの声が寄せられています。

	中核市						九州県都	
都市	鹿児島市	旭川市	金沢市	岐阜市	西宮市	高松市	大分市	熊本市
入居中の負担区分	畳表:入居者 畳床:市	市(入居者の過失がない場合)	入居者	入居者	入居者	入居者	表:入居者 その他:市	入居者
退去時の畳の負担	畳表:入居者 畳床:市	市(入居者の過失がない場合)	市	入居者	入居者市	著しく汚損している場合退去損金	表:入居者 その他:市	入居者
定期入替の条件	なし	10年	入居後20年 35年	入居から18年経過	20年	25年以上継続して入居している入居者	地区年数25年を経過したものから順次	35年

家賃の減免について

家賃減免の条件（鹿児島市営住宅条例施行規則第18条）

- 収入月額が5万円以下である
- 6か月以上の療養を要する病気にかかり、そのための支出で収入月額が5万円以下である
- 水害・火災などの災害により著しく損害を受け、生活必需品を得るための支出で収入月額が5万円以下になる
- 生活保護の住宅扶助額を超えるか、6か月以上の入院療養を要するもの

具体的には…

- 収入月額2万5千～5万円以下
→ 家賃の**4分の1**を減額
- 収入月額2万5千円以下
→ 家賃の**2分の1**を減額



生活相談のご案内

- とき 毎週月曜日午後1時より
- ところ 市役所日本共産党控室（別館3階）
- 電話 216-1440 FAX 225-5607
- E-mail: kyousan@kagoshimashigikai.com

暮らしの悩み、なんでも
お気軽にご相談ください



たてやま清隆市議

桂田みち子市議

大園たつや市議